

令和5年度 苦情解決公表

社会福祉法第82条の規定により、園では皆さまから寄せられた苦情・ご意見・ご要望等について、適切に対応し、その解決にあたります。苦情等およびその解決については、個人情報に関するものを除きホームページに公表し、保育園の改善に努めてまいります。

当園では、苦情受付窓口を設け、適切に対応し解決にあたります。
苦情受付窓口については、玄関横の壁に掲示してあります。

<苦情・ご意見・ご要望等>

| |
|---|
| 申請日：令和5年7月3日 |
| 内容 持ち帰ってきたものをどうすればいいのか、説明がなくわからない。 送迎が母親でないこともあるので、他の人でもわかるように何を補充すればいいのかメモを付けてもらいたい。 |
| 解決日 令和5年7月4日 |
| 経過・結果 衣服等諸々の補充は、入園のしおり等を読まないとし組みが解りにくい。 通常とは異なる人が対応することがわかっている時は、解りやすいようにメモを付けて説明する。 |